平成２８年（フ）第５３２号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目22番５号　幕張荘303号
債務者　北村　吉朗
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５１号
千葉県船橋市習志野台８丁目54番地１―109号
債務者　吉見　剛一
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６９号
千葉市美浜区高浜１丁目５番６棟205号
債務者　蒲生　健次
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７８号
千葉県船橋市藤原５丁目37番19―102号
債務者　田西　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１３号
千葉市中央区都町３丁目８番19号　リバーハイツ都302号
債務者　吉田　昌恵
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１４号
千葉市中央区都町３丁目８番19号　リバーハイツ都302号
債務者　吉田　有穂
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２４号
千葉市中央区祐光４丁目７番７号　和田第２ビル301号
債務者　高橋ジョナリーこと　リアボーレ　ジョナ　リー　タディーナ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４８号
千葉県市川市末広１丁目16番５号　（メゾンエスポアール103号）
債務者　苅部　　孝
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３１号
川崎市川崎区江川１丁目８番９―606号　グランドステージ江川
債務者　田中　功也
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
川崎市川崎区宮前町２番８―502号　ホーユウパレス宮前
債務者　石井　裕葵
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
川崎市高津区蟹ケ谷330番地１　ダイアパレス日吉ヶ丘　403
債務者　栄　　篤史
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
川崎市多摩区菅北浦１丁目１番３―602号、前住所川崎市多摩区菅稲田堤１丁目15番23―404号
債務者　高木　俊一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
川崎市宮前区東有馬４丁目20番30号　クレストコート　101
債務者　藁科　幸子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
川崎市宮前区有馬３丁目１番１―308号　ダイヤモンドビル
債務者　原　　敦
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
川崎市中原区小杉町１丁目360番地　富士見荘　202
債務者　志水　祐樹
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
川崎市麻生区片平６丁目６番６号　オアシスらんど柿生　216
債務者　竹花由美子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係